

全施連 ニュース

発 行 者
 一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由 岐 透
編 集
 全施連広報部会
住 所
 〒650-0016
 神戸市中央区橘通 3-4-1
 神戸市立総合福祉センター内
 ☎078-371-3930

H23 年度第 3 回支部長会議

(一般社団法人理事会)開催

H24 年 1 月 18 ～ 19 日に、全施連 H23 年度第 3 回支部長会議(一般社団法人設立理事会)が宮崎市で 21 県から 47 名の代表が参加して開催されました。

今回は ①全施連を取り巻く直近の状況と全施連の動き、②各県の現状報告、③法人組織等の審議、④全施連の骨格提言に対する意見書、⑤全施連の提言の進捗状況、⑥全施連ニュース、⑦年度末までの予定、⑧義援金の報告と第 2 回目配布 ⑨他について熱心に議論を行いました。

内容は各県ごとにお伝えしますが、概要をお知らせします。

全施連は一般社団法人として再出発

全施連は昨年 10 月に支部長会議の議決を経て、法人化の手続きを進めていきましたが、一般社団法人設立申請は 10 月 28 日付で受理されました。この度の H23 年度第 3 回支部長会議を一般社団法人設立総会として宮崎市青島のビームビーチホテルで開催しました。

設立総会では出席した各県支部長を中心に、組織体制、活動方針等の詳細を議論し、骨格を決めました。運営に関する詳細は運営細則で規定することで設立総会は終了しました。

法人化すると

何が変わるの？

今回、全施連が法人化することで何が変わるのでしょうか？

由岐透会長は「全施連は最近特に全国的な活動を展開する機会が増えてきていますが、国に要望書を出す、各政党のヒアリングに出るときに、全施連の活動を広く知っていただき、活動内容を理解していただくために、社団法人として活動している実績がその裏づけづけになると思います。」と述べています。

また、全施連の今後の活動は、今まで以上に組織的活動が求められています。

従来から検討されてきた組織活動の強化のための広報部会、調査研究部会などを設けましたが、今後もより組織的な活動をしていくために、一層組織体制の強化を図ることが不可欠です。

大きく変わることは、「より組織的な運営になるということでしょうか」と由岐理事長は語っています。

どうなるのか

今後の運営

組織体制は各県の代表者を全員理事とするが、組織の活動を迅速に行うためにも、当面理事長のもとに 2 人の副理事長、部会長(副理事長兼任の場合もある)、地域ブロック会ごとの代表者を加えた 6 ～ 7 人で構成する常任理事会を置く。

部会は当面、広報部会と調査研究部会の二つでスタートすることに、支部長会は今後理事会に、また、部会活動とブロック会を電話会議等の効率的なやり方で行うことで費用の節約を工夫することになりました。

今後の課題は

法人化したことに加えて、一層全国組織にふさわしい加盟県の増を図ること、顧問団に加えて加盟組織の中の人材の活用等で発信力の強化を図ること、財政の強化等が重要だと考えます。

今後の

全施連の予定

《次回理事会・総会》

H24 年 6 月に開催予定です。開催地は後日案内します。

また、厚生労働省や民主党議員懇談会の方々の会合を望む各県の要望と考慮して、出来れば 3 月に東京で臨時の理事会を開催する計画を進めることも仮決めしました。

《H24 年度

全施連大分大会》

H24 年 11 月 6 日(水) ～ 7 日(木)に大分市の大分全日空ホテルオアシスタワーにて開催が決まりました。

これから 3 月までに大会テーマや大まかな大会次第がまとまる予定です。

あわせて、7 日(木) ～ 8 日(金)に理事会も開催される予定です。



骨格提言に関する全施連の考え方

理念は評価できる

骨格提言

全施連としては、骨格提言の理念方向性について、基本的には評価するところではあります。

しかし、総じて理念先行の感が強く、加えて、解釈等の議論がないままに障害者権利条約を前提としているため、既存の入所施設のあり方や現在の現場の問題点を踏まえた視点での議論が充分ではないと考えます。その結果、知的障害者、特に入所施設を利用している知的障害者についての検討が不十分であり、「我らのことを抜きに決めないで」という立場が、反映されていないと言わざるを得ません。

身体障害者の意見で知的障害者、精神障害者のことを決めるべきではなく、また、知的障害者の意見で他の障害者のことを決めるべきではないと考えます。知的障害者は本人が希望することを言語で表現することが困難な人たちです。全施連は本人達に代わって、骨格提言についての意見表明を行いました。

《今までの取り組み》

11月から12月にかけて全施連は民主党ワーキングチーム、日本障害者協会(JD)政策委員会等やJDF全国大会フォーラムでも全施連としての発言を行いました。

これらの意見表明は多くの関係者の発言、例えば「入所施設の問題は積み残した問題だ」「施設ケアの全否定が出来るのか、障害特性から施設ケアが必要とする人がいるとすれば、どのような施設ケアの在り方を目指すのか」など入所施設での支援に関する再検討の兆しも見られるようになってきたことは、全施連の活動の成果として注目されています。

《今後の取り組み》

全施連は骨格提言に対する意見表明を行いました。引き続きあるべき施設像を念頭に全施連としての提言をまとめ、今後の障害者総合福祉法の中に、反映できるように必要な行動をとっていく考えです。

また、年度内に行われる各障害者団体としての意見表明や国の法案

検討と同じテンポで検討を行い、必要に応じて意見表明や議論を尽くす行動をすることです。

《全国統一

請願活動に力を！》

請願活動は各県の事情を踏まえつつも、推進していかなければなりません。

この重要な時期により強く我々の思いを伝えていくために、全施連として各地方議会から国に我々の声を届ける運動として重視して取り組んでいく必要があります。

各県での今までに流れもありますが、各ブロックで協議を進め、入所施設の必要性を提言にまとめて、発信していきます。

《請願推進の意味》

全施連の4項目の請願はすでに取り組みを始めている県がある一方、県によっては従来から独自の取り組みを行っており、急にこの請願を行うことは難しいという意見もありました。

議論はありましたが、出来るだけ同じ請願が出され、その請願が各地方議会で議決されたなら、その請願内容が国に対する意見書として国(内閣総理大臣等)に伝達される効

果の大きさは理解されました。言葉でいうほど請願が議決されるかは簡単ではないが、提出する意義は理解が進んだようでした。

この請願活動を全施連がいかに一致して取り組めるかが、24時間切れ目のない入所施設の新設に大きなインパクトになることは確かです。

《請願は国民の権利》

請願は国民に認められた憲法上の権利の一つで、国や地方公共団体の機関(国・官公署・地方議会等)に対して希望を述べることを言います。

その根拠は、憲法第16条、請願法に、また、国会への請願については国会法第79条、82条、地方議会への請願は地方自治法第124条、第125条に規定されています。

請願には紹介議員が必要です。請願書が提出されると、議会ごとに決められた日までに受理された請願は議会運営委員会に諮られ、全会一致(多数決ではない)で決定されたら本会議で採択されます。その他に議員提案による意見書は多数決で採択され政府に届けられます。手続き等は、各地方議会によって書式や細かな規程の違いがありますので、各県ごとに議会事務局等で確認

東日本大災害の義援金継続！

由岐理事長から「現在、全施連が預かっている義援金の中にデンマークの方々からの義援金(32万円余)は全施連の義援金から切り離し、昨年同様に岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の各県にお贈りしたい」との提案があり、満場一致で提案どおり決定しました。

また、本年度の東日本大災害被災者(障害を持つ方々)に義援金を贈ることが提案され、現在、全施連にある義援金(348万円余)についても、あわせて各県に配分し、贈呈することに決定しました。贈呈日程は現地と調整のうえ決定します。

また、兵庫県の代表から「我々も17年前に阪神・淡路大震災を経験しています。東日本大震災の被災者の方々は忘れられることが怖いのです。全施連の義援金支援は無期限で行うべきです。」という提案があり、義援金は今後も息長く、幅広い支援の輪を続けていこうと、全参加者の賛成で決まりました。具体的募金活動に内容については改めて案内を行います。

下さい。